

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく定期健康診断の対象(市町村の住民健診を除く)

健診実施者の種別	対象者の区分	対象者	定期
事業者 (事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。)	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)	従事する者	毎年度
	病院		
	診療所		
	助産所		
	介護老人保健施設		
学校の長	大学・大学院	学生又は生徒	入学した年度
	高等学校、高等専門学校		
	専修学校又は各種学校(専修年限が1年未満のものを除く)		
施設の長	監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降	毎年度
	社会福祉施設(*)に入所されている者	65歳に達する日の属する年度以降	毎年度

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第11条及び社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設

(社会福祉法第2条第2項)

第1号 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

第3号 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

第4号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業

第6号 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業